



2 農家（団体）マスタの登録・修正

（1）農家（団体）コードとは

農家（団体）コードとは、牛の出生・異動等の報告をして頂く際に、予め牛個体識別台帳（全国データベース）に、牛の飼養地（もしくは管理者住所）を登録しておき、登録されているコードによって報告を行う仕組みでの識別番号です。

農家（団体）コードは重複のない番号であり、このコードを用いて報告を行うことにより報告が簡便化され、コンピュータ処理が可能となります。

また、牛個体識別台帳（全国データベース）に登録されている家畜市場やと畜場、農協等も全て農家（団体）コードを持っており、牛の出生・異動報告以外にも耳標の発注管理や管理換え報告、農家の同意の状況などや照会があった場合に使用しております。

なお、農家コードが農家（団体）マスタ（（以下「マスタ」という。）（79ページ参照））に登録されていない場合は、個体識別番号の配布や各種報告を行っても登録できませんので、新規就農者等は農家コードを取得することが必要です。

（2）新規就農した場合の登録

新規就農した場合には、報告を行うために早急に牛個体識別台帳（全国データベース）に農家の情報を登録しなければなりません。

現在、新規就農時の登録は農政事務所が担当しておりますので、お近くの農政事務所に連絡することにより、登録手続きが開始され、牛個体識別台帳（全国データベース）に登録されます。

（3）農家情報等の修正

登録されている情報で、農場名称や電話番号または飼養地の住所表記のみが変更になった際は、お近くの農政事務所までご連絡をお願いします。

ただし、農家（団体）コードの変更は出来ませんので、牛の飼養地を移転した場合には、新しい農家（団体）コードを取得し、従来の農家（団体）コードから新しいコードに牛の異動報告を行っていただくようお願いします。

変更する項目	手 続 き
農家コード	変更できません。
氏名・名称	お近くの農政事務所に届け出て、マスタの変更を行ってください。
飼養地（住所表記のみ）	お近くの農政事務所に届け出て、マスタの変更を行ってください。
飼養地（移転した場合）	新しい農家コードを取得してください。



(4) その他の変更

ア 所属団体の変更

所属団体(79ページ参照)の変更は、お近くの農政事務所にご連絡願います。ただし、既に耳標の管理や報告を所属団体が行う農協等一括発番農家となっている場合は、所属団体を通じて各都道府県の牛の個体識別担当主務課(77ページ参照)までご連絡願います。

イ 耳標配布不要の届出

自分の所で牛の出生がない場合(肥育農家等)は耳標配布不要の届出が必要になりますので、所属団体を通じて各都道府県の個体識別担当主務課までご連絡願います。

ウ 発番方法の変更

農協等に一括して耳標が発番されることになる農家(管理者)は発番方法の変更申請が必要になりますので、所属団体を通じて各都道府県の個体識別担当主務課までご連絡願います。

(5) マスタ修正の参考事例

ア 親子間等での経営継承事例の場合

マスタの氏名又は名称を変更しますと過去の情報(インターネットで公表している情報)も変更後の氏名又は名称になりますので、親子間等での経営継承される場合は、経営継承される側が新たにマスタを登録し、その後に、旧経営者から新経営者への牛の異動報告を行ってください。詳しくはお近くの農政事務所(75ページ参照)までお問い合わせ願います。

イ 規模拡大のため牛舎を建てた場合

同じ管理者であっても飼養施設の住所は異なっていれば、飼養施設ごとに農家コードを取得する必要があります。

新たに牛舎を異なる所在地に建てた(牛舎を移転した)場合は、新しく農家コードを登録する必要がありますので、お近くの農政事務所に申し出願います。

ウ 同じ管理者が複数の飼養施設を所有している場合

同じ管理者であっても飼養施設の住所が異なっていれば、飼養施設ごとに農家コードを取得する必要があります。

エ 農家(団体)マスタの登録・修正の手続きについて

農家(団体)マスタの登録・修正についてはお近くの農政事務所までご連絡願います。